

## 国際機構としての国際刑事裁判所<sup>1</sup>

### 設立文書 ローマ規程

- [Core Legal Texts](#) の Rome Statute of the International Criminal Court
- [ローマ規程当事国](#)

### 法的地位

- 4 条 (以下、条文のみを記す際はローマ規程のもの)
- [本部協定](#) → 第 2 部 10. 免除
- [国連との relationship agreement](#) → 第 2 部 12. 国連との関係
- [ILO 行政裁判所の利用](#) → 第 2 部 3. 内部構造

### 裁判官

- 36 条
  - [裁判官](#)
  - [裁判官選挙](#)<sup>2</sup>

### 検察官

- 42 条
  - [検察局](#)
  - [検察官選挙](#)

### 対象犯罪

- 5 条から 8 条 bis
- 9 条 上記 Core Legal Texts の Elements of Crimes

### 管轄権

- 12 条 2 項 “if one or more of the following States are Parties”
  - 非当事国国民を被疑者・被告人とすること (12 条(a)は充たされるが、(b)は充たさない場合) をどう正当化するか<sup>3</sup>

---

<sup>1</sup> 今回および次回講義の全体につき、尾崎久仁子・洪恵子 (編)『国際刑事裁判所 (第三版)』(東信堂、2024 年)。(第三版は間もなく法図で利用可になります。第二版は[こちら](#)。)

<sup>2</sup> 2017 年の選挙につき、加藤喜久子 [「2017 年の国際刑事裁判所裁判官選挙の結果について」](#) 国際法外交雑誌 117 巻 2 号 (2018 年) 469 頁。

<sup>3</sup> ローマ規程起草過程の検討として、稲角光恵 [「国際刑事裁判所による管轄権の行使と国家の同意について」](#) 金沢法学 42 巻 1 号 (1999 年) 1 頁、北野嘉章「国際刑事裁判所による管轄権行

- ◇ 当事国領域内であることを重視
  - ローマ会議での事務局案 (A/CONF.183/C.1/L.59) の 7 条 (現 12 条) に関する Option 3 ([ローマ会議議事録 vol. 3, p. 216](#))

Where a situation has been referred to the Court by a State Party or where the Prosecutor has initiated an investigation, the Court shall have jurisdiction with respect to a crime referred to in articles 5 ter [crimes against humanity] and 5 quarter [war crimes] provided that the State of nationality of the accused/suspect has accepted jurisdiction of the Court [...].
  - スイスによる批判 ([会議議事録 vol. 2, p. 321, para. 20](#))

The requirement in option 3 in article 7 [...] would have the consequence that nationals of a non-party State would be outside the jurisdiction of the Court regardless of their whereabouts, whereas currently they were subject to the jurisdiction of States other than their own as soon as they crossed their national frontiers. Acceptance of option 3 would lead to an absurd situation in which such persons would be subject to foreign courts but not to the Court. That option must thus be firmly rejected.
- ◇ 12 条が採択された (114-16-20、[会議議事録 vol. 2, p. 361, para. 15](#)) 後の投票説明
  - 米 (同 para. 21)

[T]he attempt to impose the jurisdiction of the Court on States which did not become parties to the Statute would violate an elementary rule set out in the Vienna Convention on the Law of Treaties [...].
  - 中国 (同 p. 362, para. 28)

As currently drafted, [article 12] would mean violating the sovereignty of States parties, and would not only impose obligations on States not parties, contrary to the Vienna Convention on the Law of Treaties, but would in fact place greater obligations on them than on the parties. China was therefore opposed [...].
  - これらの主張については、「条約は非当事国の義務を当該非当事国の同意なしに創設しない、という規則を論拠として [12] 条を批判することは的外れである」<sup>4</sup>という見解が一般的である。なぜだろうか。

- 12 条 2 項 “In the case of article 13, paragraph (a) or (c)”
  - 13 条(b)が除外されているのはなぜか

---

使の国際法上の根拠付け (二) (三・完)」[法学論叢](#) 163 卷 5 号 173 頁、6 号 (2008 年) 124 頁。

<sup>4</sup> 北野嘉章「国際刑事裁判所による管轄権行使の国際法上の根拠付け (三・完)」[法学論叢](#) 163 卷 6 号 (2008 年) 146 頁。

- 8 条 bis の場合の管轄権行使
  - 15 条 bis
    - ◇ 1 項 “in accordance with article 13, paragraphs (a) and (c)”
    - ◇ 4 項
    - ◇ 5 項 12 条 2 項との違い
  - 15 条 ter
    - ◇ 1 項 “in accordance with article 13, paragraph (b)”
  - Activation 決定 ([ICC-ASP/16/Res.5](#))<sup>5</sup> 15 条 bis3 項・15 条 ter3 項
    - ◇ 2 項末尾 改正を受諾しない規程当事国との関係
    - ◇ 121 条 5 項との関係
  
- ロヒンギャ問題
  - 前提 ミャンマーは非当事国、バングラデシュは当事国
  - 2018 年決定
    - ◇ 19 条 3 項に基づく手続
    - ◇ 問題 12 条 2 項(a)に基づく管轄権行使が認められるか
      - パラ 35 ミャンマーの主張 [条約法条約](#) 34 条の「精神に」反する
      - 客観的法人格
        - ◆ パラ 38 1949 年勧告的意見と安保理との関係とは
        - ◆ パラ 41 数で決まることか
        - ◆ パラ 42 客観的法人格との関係は
        - ◆ パラ 43 13 条(b)
        - ◆ パラ 45 どういう法的効果か
        - ◆ パラ 46 いかなる意味で「ローマ規程の」効果か
        - ◆ パラ 48 「存在は事実」とはどういう意味か
        - ◆ パラ 49 客観的法人格を持っていてもローマ規程による制約あり
          - 【批判】何のために客観的法人格を主張しているのか<sup>6</sup>。

<sup>5</sup> 三上正裕「[侵略犯罪に関する国際刑事裁判所 \(ICC\) の管轄権行使の開始決定](#)」国際法外交雑誌 117 巻 3 号 (2018 年) 572 頁。

<sup>6</sup> Nicolas Haupais, « Décision de la Chambre préliminaire du 6 septembre 2018 », [Revue générale de droit international public](#), t. 122, 2018, p. 1037, p. 1040.

- 構成要件の一部はバングラデシュで
  - ◆ パラ 60 7 条 1 項(d) “deportation”
  - ◆ パラ 64-72 12 条 2 項(a)
    - パラ 65 条約法条約 31 条 3 項(c)
    - パラ 69 条約法条約 31 条 1 項
    - パラ 72 結論
    - 【批判】ローマ規程 30 条が conduct と consequence と circumstances を区別していることと整合しない<sup>7</sup>
- [2019 年決定](#)<sup>8</sup>
  - ◇ 15 条に基づく手続
  - ◇ 問題 捜査の開始は認められるか
    - パラ 43 2018 年決定支持
    - パラ 52 7 条 1 項(d) “deportation” 構成要件文書パラ 1
    - パラ 61 actus reus の一部が当事国にあれば管轄権行使可
- [アフガニスタン問題](#)
  - 前提 アフガニスタンは当事国、米は非当事国
  - [2019 年決定](#)
    - ◇ 15 条に基づく決定
    - ◇ パラ 23-24 米軍と CIA の行為
    - ◇ パラ 50 アフガニスタン内の行為 12 条 2 項(a)
    - ◇ パラ 94-95 「司法の利益」(53 条 1 項(c)) に反する
    - ◇ 主文 捜査開始すべきでない
  - [2020 年上訴審判決](#)<sup>9</sup>
    - ◇ パラ 34, 37 15 条は 53 条に言及していない
    - ◇ パラ 45 予審部は管轄権内に収まりそうかだけを判断すべき
    - ◇ パラ 79 捜査開始して良い

---

<sup>7</sup> Michail Vagias, “Decision on the ‘Prosecution’s Request for a Ruling on Jurisdiction Under Article 19(3) of the Statute’”, *American Journal of International Law*, vol. 113, p. 368, p. 373.

<sup>8</sup> 竹村仁美「国際刑事裁判所規程非締約国に関する犯罪に対する国際刑事裁判所の管轄権」[国際法研究](#) 9 号 (2021 年) 181 頁。

<sup>9</sup> 越智萌「国際刑事裁判所検察官の訴追裁量に対する裁判部による統制の範囲」[国際法研究](#) 9 号 (2021 年) 190 頁。

● [ウクライナ問題](#)

- 前提 ウクライナもロシアも署名のみで未批准 (2022 年開戦時)
  - ◇ 12 条 3 項に基づく [ウクライナの宣言](#) (2015 年)
  - ◇ ウクライナは 2024 年 10 月 24 日に批准、[2025 年 1 月 1 日に当事国となる](#) (126 条 2 項)
  - ◇ 時間的管轄権 11 条 2 項
- 2022 年 2 月 28 日 [39 か国による “the Situation in Ukraine” の付託](#) 14 条
  - ◇ 後に [日本](#)なども付託
- 発布された逮捕状 58 条 1 項
  - ◇ 2023 年 3 月 17 日 [プーチンら 2 名](#)
  - ◇ 2024 年 3 月 5 日 [ロシア軍首脳 2 名](#)
  - ◇ 2024 年 6 月 24 日 [前国防相・参謀総長の 2 名](#)

● [パレスティナ問題](#)

- 前提
  - ◇ イスラエルは非当事国
  - ◇ [パレスティナの「加入」](#) 2015 年 1 月 2 日
    - ローマ規程 125 条 3 項
    - 国連総会決議 67/19 によるオブザーバー「国」としての地位  
→第 2 部 1. 参加
  - ◇ [米・加・イスラエル](#)による抗議
  - ◇ [パレスティナによる反論](#)
  - ◇ 国連事務局による [当事国リスト](#)への掲載 (“State of Palestine”)
- [2021 年決定](#)<sup>10</sup>
  - ◇ 19 条 3 項に基づく決定
  - ◇ 問題 1 12 条 2 項(a)に基づく管轄権行使が認められるか
    - パレスティナは 12 条 2 項(a)にいう“State”か
      - ◆ パラ 93 12 条 2 項は国家性の要件を充足することを求めている

<sup>10</sup> 保井健呉「パレスチナの国際刑事裁判所規程締約国としての地位と裁判所の管轄権」[国際法研究](#) 10 号 (2022 年) 247 頁。

- ◆ パラ 98 125 条 3 項に基づく加入につき、国連事務総長はパレスティナをオブザーバー「国」とする国連総会決議に従う
  - ◆ パラ 102
    - パレスティナの一般国際法上の地位はさておき、加入手続は 125 条 3 項に従って適切になされた
    - 加入につき争う場合の手続は 119 条 2 項
    - 本裁判部に加入について判断する権限はない
  - ◆ パラ 112 パレスティナはローマ規程当事国である
- ◇ 問題 2 12 条 2 項(a)にいう territory とは、パレスティナの場合どこか
- パラ 116 総会決議 67/19 “on the Palestinian territory occupied since 1967”
  - パラ 118 ガザ・西岸・東エルサレム
- ◇ 問題 3 オスロ合意との関係
- パラ 125 オスロ合意によるパレスティナ暫定自治政府機構の権限の限定
    - ◆ 1993 Declaration ([A/48/486, Annex](#))
      - 1 条 暫定自治政府機構・立法評議会の設定
      - 7 条 権限移譲に向けた暫定合意の交渉
    - ◆ 1995 Interim Agreement ([A/51/889, Annex](#))
      - 1 条 1 項 権限移譲 移譲されない権限はイスラエルに
      - 17 条 1 項(a) “except for” “Israelis”
      - 17 条 6 項 Annex IV
      - [Annex IV](#)
        - ★ 1 条 1 項(a)、2 項(b)、4 項(a)、2 条 2 項(c)
  - パラ 129 捜査開始段階では検討の要なし。後の段階で問題提起すれば足りる。
- [イスラエル首相らに対する逮捕状請求](#) 2024 年 5 月
- [イスラエルによる申立](#) 19 条
- ◇ パラ 63 (注 72) パレスティナは当事「国」になれない
  - ◇ パラ 86-92 オスロ合意による暫定自治政府機構の権限の限定
- [イスラエル申立 \(19 条\) の却下](#) 2024 年 11 月 21 日
- ◇ パラ 17 現時点での申立は不可 19 条 2 項(b) “case”
  - ◇ パラ 18 管轄権・受理可能性を今後争うことは可能

- [逮捕状発給決定](#) 2024 年 11 月 21 日
- [イスラエルによる上訴](#) 2024 年 12 月 係属中

#### 各国（当事者）の反応 それぞれの法的立場を整理

- ロシア
  - [外務報道官記者会見](#) 2023 年 3 月 23 日
  - 赤根裁判官に逮捕状 [タス通信](#) 2023 年 7 月 27 日
  
- 米
  - アフガニスタン
    - ◇ [国務長官声明](#) 2020 年 6 月 5 日
    - ◇ [大統領令 13928](#) 2020 年 6 月 11 日
    - ◇ [大統領令 14022](#) 2021 年 4 月 1 日
    - ◇ [国務長官声明](#) 2021 年 4 月 2 日
  - ウクライナ
    - ◇ [国務省発表](#) 2023 年 8 月 24 日
  - パレスティナ
    - ◇ [国務長官声明](#) 2024 年 5 月 20 日
    - ◇ [大統領声明](#) 2024 年 11 月 21 日
  
- [ローマ規程当事国会議議長団声明](#) 2024 年 5 月 15 日
  
- 日本
  - ウクライナ →ICC への付託 (上記)
  - パレスティナ
    - ◇ [外務大臣記者会見](#) 2024 年 5 月 24 日
    - ◇ [ICC 所長による外務大臣表敬](#) 2024 年 12 月 18 日

以上